

## 中央学院大学情報システム利用細則

(平成13年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は中央学院大学情報システム利用規程(以下「利用規程」という)の第10条第2項により、この「利用規程」による運用上の取り扱いについて定めたものである。

(利用者)

第2条 「利用規程」の第5条の利用承認された者(以下、「利用者」という)は、本細則の第3条かもしくは第4条の手続きにより利用者コードが発行される。

(学生の利用者コード発行)

第3条 本学学生に対する利用者コードの発行は下記のとおりとする。

- (1) 「情報処理論」等の担当教員は、その最初の授業において「情報倫理」と「利用規程」の説明を徹底して行なう。
- (2) 利用者コードの発行は、学生が「情報倫理」と「利用規程」を十分理解し遵守することを前提として行なう。
- (3) 発行された利用者コードとパスワードは、「利用規程」にしたがって、利用者の責任のもとに管理し、発行直後のパスワードは直ちに利用者自身により変更しなくてはならない。

(教職員等の利用者コード発行)

第4条 教職員、その他の利用者に対する利用者コードの発行は下記のとおりとする。「利用規程」にしたがって利用を承認された者に対して、「情報倫理」と「利用規程」を十分理解し遵守することを前提として、利用者コードを発行する。

(利用制限)

第5条 「利用規程」の第8条に定めた「利用者コードの不正利用」、「情報倫理に反する行為の禁止」、「公序良俗に反する行為の禁止」に違反したことが明らかになった場合は、第6条の所定の手続きを経て、コンピュータの利用の停止を含めた利用の制限がされる場合がある。

(利用制限手続き)

第6条 利用者に対して第5条に定めるコンピュータの利用の制限を課す場合は、次の手続きによるものとする。

- 2 利用規程に定める事務局は当該利用者に関してその不正利用に係わる報告書を情報教育・情報システム運営委員会に提出する。
- 3 情報教育・情報システム運営委員会は、前項の報告書に基づいて利用制限の内容を審議する。
- 4 利用制限が確定した場合は、その旨を学長に報告し学長名で当該利用者へ通知するものとする。

(改正)

第7条 この細則の改正は、情報教育・情報システム運営委員会と教授会の議を経て、学長が行なう。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

(一部改正)

2 平成15年1月16日 一部改正

3 この細則は、令和5年4月1日に一部改正し、令和5年4月1日から適用する。